

山口県報

令和2年
10月20日
(火曜日)

目次

- 規則
家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………一
- 公告
契約の締結(情報企画課)……………二
- 契約の締結(物品管理課)……………二



家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十四号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(平成十三年山口県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「第三十三条第三号」を「第三十五条第三号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第二項中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式中「(第6条第1項)」を「(第5条第1項)」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を別記第二号様式とする。
別記第四号様式中「(第6条第2項)」を「(第5条第2項)」に、「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



(三三六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子県庁基幹システム運用・保守業務(第三期一年延長) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年九月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内二丁目六番六号
- 六 契約金額
一億千四百六十一万二千三百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第337号)第11条第1項第2号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(三三七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
指導者用タブレットパソコン 二千五百台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年八月二十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号
- 六 落札金額
二億七千九百九十七万三千三百五十円
- 七 入札公告日
令和二年七月十日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
学習者用タブレットパソコン 二万三千台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年八月二十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号

六 落札金額

十五億三千八百七十二万七千円

七 入札公告日

令和二年七月十日

八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格